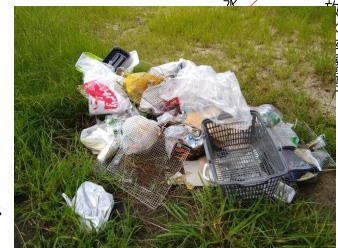
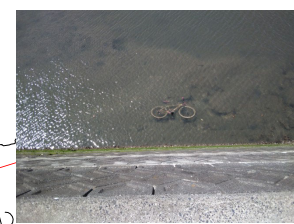
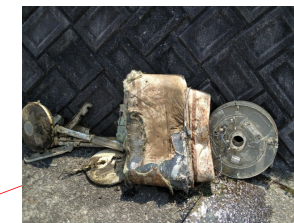
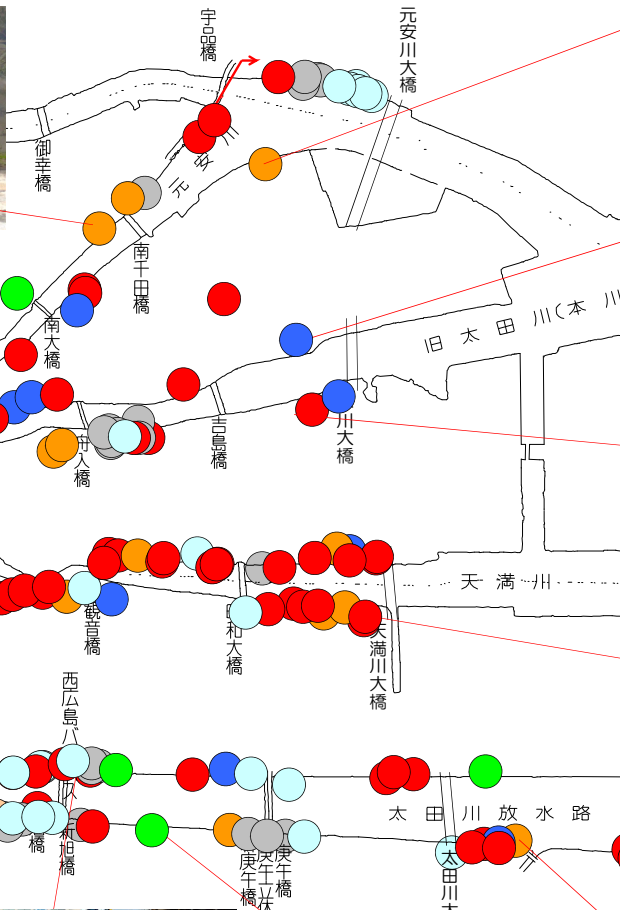
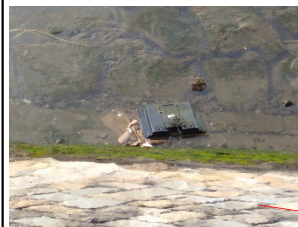
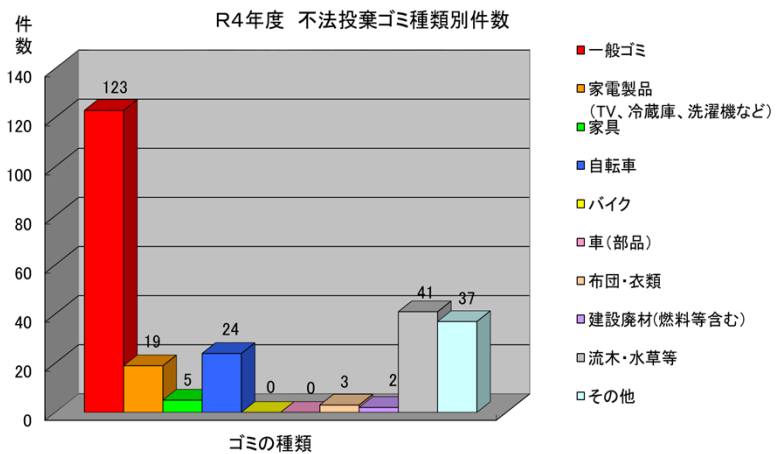


～太田川はゴミ捨て場ではありません～

不法投棄は「犯罪」です！

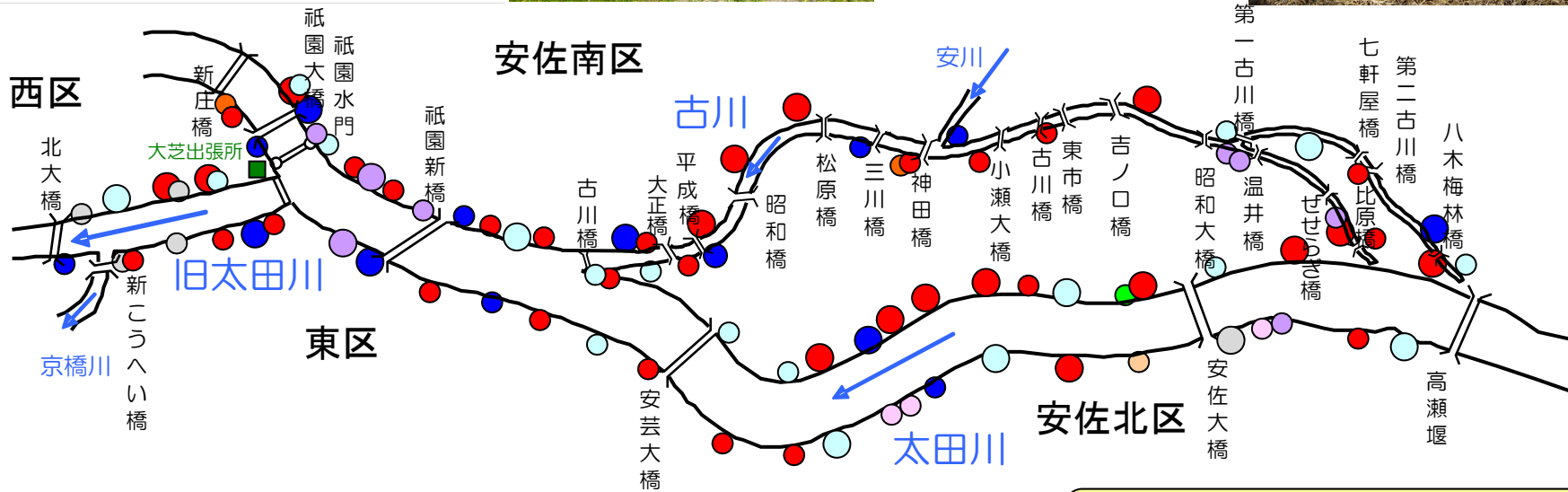
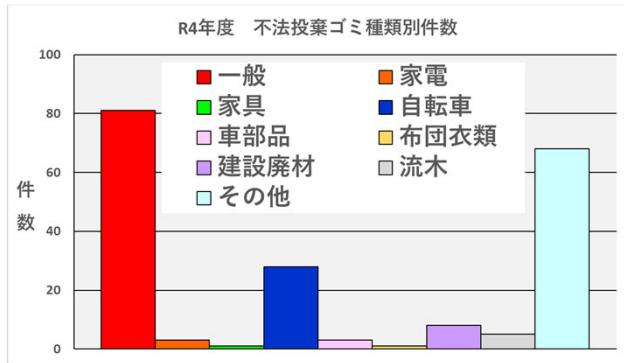
不法投棄をした者は、**5年以下の懲役若しくは、1千万円以下の罰金**に処され、または併科されます。
投棄を目撃された方は、直ちに警察(110番)又は、**太田川河川事務所(221-2436)**へ通報してください。



※図面上の着色は、その箇所での代表的なゴミの種類を示しています。

大芝出張所管内 太田川・古川・旧太田川 ゴミマップ (令和4年度実績)

このゴミマップは、令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)に河川パトロールが、ゴミ不法投棄を発見した場所を表しています。



- 凡例**
- 一般ゴミ
 - 家電製品
 - 家具
 - 自転車
 - 車(部品)
 - 布団・衣類
 - 建設廃材
 - 流木・水草等
 - その他

不法投棄は犯罪です!

☆ 投棄を目撃されたら、最寄りの警察 または
国土交通省 太田川河川事務所 大芝出張所
(TEL237-3404) までご連絡ください。

注) ゴミ投棄写真は現実のものを掲載していますが、本図面で貼付している場所とは一致していません。また、写真はほんの一部です。

可部出張所管内 太田川・根谷川・三篠川 ゴミマップ[®]【令和4年度実績】

不法投棄は犯罪です！

1年間で111件の不法投棄などのゴミを発見しました。
 平日換算で、概ね2日に1件発見していることになります。
 やむを得ず処分したゴミの量は約 35m³。
 なんと！45Lゴミ袋 約 780袋分になります！
 わたし達の生活の源である『川』を大切にしましょう！

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物を投棄した場合、以下の刑に処せられ、又はこれを併科されます。【5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金】

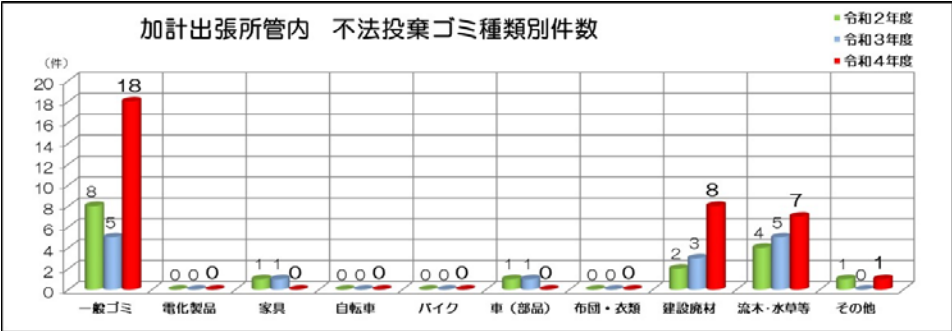
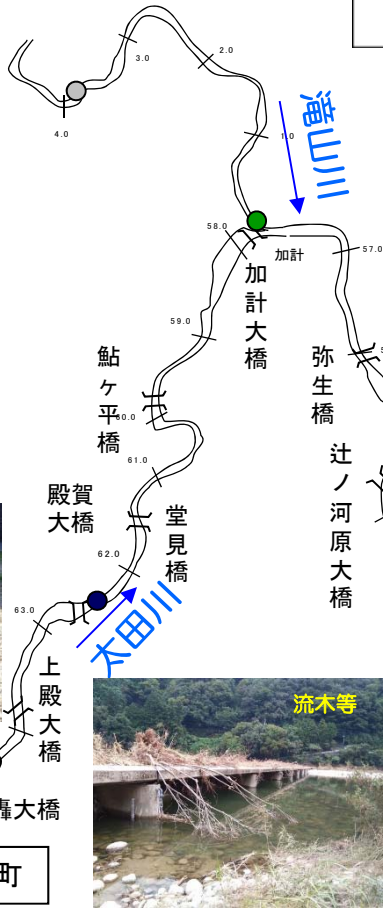
※このゴミマップは、令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）に河川パトロール等により、ゴミ不法投棄を発見した場所を表しています。



加計出張所管内 太田川・滝山川 ゴミマップ 【令和4年度実績】

不法投棄は犯罪です！
 ～太田川はゴミ捨て場ではありません～

※不法投棄は法令により、罰金又は懲役が科せられます！

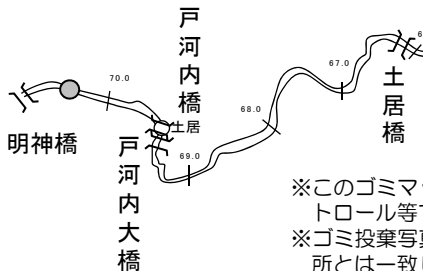
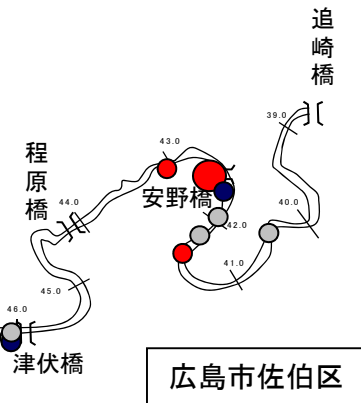


- ▶ バーベキュー等での河川敷利用も増えており、使用した道具やゴミの投棄が増えています。また、家庭からの一般ゴミや粗大ゴミの投棄もみられます。
- ▶ 河川を利用する一人一人がモラルを持ち、美しい自然環境を守りましょう。
- ▶ R4年度の出水により流木の漂着が増えています。



凡例

- 一般ゴミ
- 電化製品
- 家具
- 自転車
- バイク
- 車(部品)
- 布団・衣類
- 建設廃材(燃料)
- 流木・水草等
- その他



※このゴミマップは、令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)に河川パトロール等で、ゴミ不法投棄を発見した場所を表しています。
 ※ゴミ投棄写真は実際のもを掲載していますが、マップに貼付している場所とは一致していません。また、写真はほんの一部です。

★不法投棄を発見されましたら、最寄りの警察 または、国土交通省 太田川河川事務所 加計出張所 まで、ご連絡下さい。
 TEL (0826) 22-1521

小瀬川出張所管内 ゴミマップ

R4. 4~R5. 3

ゴミは立派な資源です。捨てれば沢山の人々の手がかかり、お金が掛かります。
 ゴミは、分別し決められた収集日に資源として出しましょう。



国土交通省 小瀬川出張所
 TEL 0827-52-2245